

融資商品説明書

令和7年4月1日現在

商品名	萩市子育て応援教育プラン	
お取扱期間	・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
ご利用いただける方	- 次の条件をすべて満たす個人の方。 (1)年齢が満18歳以上で安定継続した収入がある方。 ・年金収入の方も対象となります。 ・派遣社員・パート等非正規社員の方は、安定継続した収入があると認められる方。 (年収150万円以上または、年収90万円以上で家族と同居されている方。) - 産前産後休業中または育児休業中の方は、休業後に復職し、安定継続した収入が見込める場合には、ご申告によりお取扱いが可能です。 (2)萩市に住所を有する方。 (3)扶養している子供が3人以上いる世帯の方。 (4)日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者の方。 (5)(一社)しんきん保証基金(以下、基金といいます。)の保証が受けられる方。	
優遇金利対象者 (プライム)	次のいずれかを満たす方。 ①本件ローン申込みをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)で行った方。 ②申込時点または貸付実行日時点において、当金庫の対象ローンが次のいずれかの条件を満たす方。	
	当金庫の対象ローン	当金庫の対象ローンの条件
	a すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン b すべての基金保証付カードローン ※学資ローン当貸、教育カード当貸および新教育カードローンは含まない。	利用状況が次のいずれかに該当する。 ・貸付実行日から6ヵ月以上経過しかつ延滞債務がない。 ・完済して3年以内 次のいずれかに該当する。 ・契約中 ・新規契約する 萩市子育て応援教育プランの貸付実行日以前(同日を含む)に契約する。
お使いみち	- 申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金とします。 (1)就学する学校等への納付金(最長1年分)。 「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものです。 「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含みます。 (2)就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内)。 「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等です。 (3)申込人が(1)または(2)を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(基金保証付教育カードローンは除く)。(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ※(1)および(2)は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も対象となります。	
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内(1万円単位)。 ただし、今回の申込金額と他信用金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローン(フリーローンを含む)の現在残高(当座貸越の場合は貸越極度額)の合計額が3,000万円以内とします。	

萩山口信用金庫

(1/2)

融資商品説明書

令和7年4月1日現在

商品名	萩市子育て応援教育プラン
ご融資利率	・変動金利。当金庫所定の金利を適用させていただきます。 ・変動金利は、自金庫長期プライムレートを基準金利とします。 ・ご融資利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、毎年4月1日と10月1日を基準日として年2回行うものとし、各基準日における基準金利とその直前における基準日（借入日後、最初に到来する基準日の場合は、借入日）の基準金利の差をもってご融資利率を引上げまたは引下げるものとします。 それぞれの変更後のご融資利率は、4月1日基準は6月返済分から、10月1日基準は12月返済分から適用となります。
ご返済期間	・3ヶ月以上16年以内。 ・元金返済の据置は、「卒業予定月まで」となります。
ご融資金の交付	・ご融資金は可能な限り振込となります。
ご返済方法	・毎月、元金均等または元利均等による分割返済とします。 ご融資金額の50%以内で6ヶ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。
担保・連帯保証人	・不要です。
保証料	・保証料率はご融資利率に含めます。
生命保険	・団体信用生命保険のご加入は任意です。 ただし、加入される場合は保険料相当率をご融資利率に上乗せさせていただきます。
手数料等	・不要です。
会 員	・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：083-922-2700）までお申し出ください。 ・紛争解決措置・・・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
そ の 他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。